

盛岡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和6年1月31日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 盛岡市立青山小学校屋内運動場大規模改修等（建築主体）工事

- 所管 教育委員会事務局総務課
- 契約金額 236,005,000円（消費税等含む。）
- 工期 令和5年6月28日から令和6年2月28日まで
- 請負業者 株式会社 昭和建設
- 工事場所 盛岡市青山二丁目6番2外
- 工事概要
 - ・施工対象物
 - 延床面積 1,126.01㎡
 - 規模・構造 鉄骨平屋建て、既製コンクリート杭地業
- 進捗率 35%（令和5年10月31日現在）

2 市道向中野20号線外道路改良工事

- 所管 都市整備部盛岡南整備課
- 契約金額 73,260,000円（消費税等含む。）
- 工期 令和5年7月29日から令和6年3月15日まで
- 請負業者 盛舗建設 有限会社
- 工事場所 盛岡市向中野字幅外地内

(6) 工事概要

・道路施工延長	436.3m
・道路土工	1式
・側溝工	863m
・集水柵工	13箇所
・路盤工（車道部）	2,430㎡
・路盤工（歩道部）	317㎡
・縁石工	218m

(7) 進捗率 22%（令和5年10月31日現在）

第4 監査の着眼点

施工中の工事の設計、監理及び施工等が適正に行われているかについて着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

工事監査は、その技術面の視点から監査を実施するものであり、高度の専門知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会及び協同組合総合技術士連合に技術士の派遣を依頼し、その協力の下、関係職員からの説明を受け、設計図書及び現場の施工状況の具体的事項について監査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 都南分庁舎3階研修室及び工事現場
- 2 実施日程 令和5年11月30日から令和5年12月1日まで

第7 監査の結果

各工事とも、全体として技術的な支障は見られず、おおむね良好な施工状況と認められた。